

いなぜ？

改憲論議

安倍政権の末期から、自民党は新型コロナウイルスの感染拡大に便乗して、現憲法に緊急事態条項を盛り込むとする改憲案を提唱しています。この提案はあたかも感染拡大対策の決め手として必要であると思われていますが、そこには危険な狙いがあることに気をつけなければなりません。これこそ、歴史的に振り返れば、日本国憲法の人権尊重主義を、戦前の帝国憲法に基づく専制体制に引き戻そうとする企てにほかならないのです。

帝国憲法には多くの緊急事態条項が含まれており、たとえば天皇大権として緊急勅令大権(第8条)、戒厳大権(第14条)、非常大権(第31条)、そして政府による緊急財政処分権(第70条)などが規定され、

## 自由・権利奪った専制体制への逆行

### ⑦ 緊急事態条項が人権を抑圧した歴史

モデルにしたドイツ憲法よりも「緊急事態規定の宝庫」(渡辺治著作集2)第6章、旬報社、2021年)といわれる。こうした緊急事態条項の特徴は、国会の関与を回避し法律に代わる命令を出すことによって、天皇制政府が独断で国民の自由・権利をはく奪すること、を可能にする便利な手段を手に入れたことにあります。

日清戦争が勃発する(1894年)や、天皇制政府は緊急勅令を発して、外交・軍事に関する報道規制を強化し、明治初年に廃止されていた草稿検閲を義務づけました。1928年には初めて男子普通選挙による総選挙が実施され無産政党が進出するや、緊急勅令で治安維持法が改悪されたこととはよく知られていま

す。

1923年に関東大震災が発生するや、政府は憲法14条ではなく緊急勅令による戒厳令(いわゆる「行政戒厳」と呼ばれる)を発動し、この戒厳下で軍隊・警察の主導によって数千人に及ぶ朝鮮人・中国人が虐殺され、そして川合義虎ら若き労働組合活動家たちが亀戸署で、大杉栄のような無政府主義者が憲兵によって殺害された事実を今一度思い返す必要があります。というのもこの時の「行政戒厳」の発動は、甚大な被害にあった被災民の迅速な救済や復興のためではなく、治安維持の名目で天皇制権力にとって脅威とみなされた人々を排除することにその狙いがあったからです。

こうした緊急事態条項の恣意的な乱用によって、天皇制支配の権力基盤の確保と戦争遂行のために、国民の自由・権利が大幅に禁圧され、命さえ脅かされました。それ故、戦後に新しく日本国憲法を制定するに際して、人権尊重主義をしっかりと確立するために、一切の緊急事態条項が削除された歴史的意味を、私たちは決して忘れてはいけません。

(出原政雄・同志社大学名誉教授)



関東大震災発生直後、暴動をたくらんでいるとのデマによって、軍や警察に虐殺された社会主義者らを追悼した亀戸事件犠牲者之碑(東京都江東区・赤門浄心寺)

「亀戸事件追悼会実行委員会提供」